

Q21 沖縄特区・地域税制以外の設備投資に対する他の優遇税制とどのように違いますか？



A よく活用される他の優遇税制との比較は次のとおりです。

制度名		中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制	沖縄特区・地域税制
根拠法		租特法42の6①②	租特法42の12の4①②	租特法42の9①、45①
●対象資産	建物	×	×	○
	建物附属設備	×	○(60万円以上)	○
	構築物	×	×	○(一部)
	機械・装置	○(160万円以上)	○(160万円以上)	○
	工具	○(120万円以上)	○(30万円以上)	×
	器具・備品	×	○(30万円以上)	○(一部)
	車両及び運搬具	○	×	×
	船舶	○	×	×
ソフトウェア		○(70万円以上)	○(70万円以上)	×
●対象事業	製造業	○	○	特区・地域別、事業別対象資産が規定されている
	建設業	○	○	
	その他	農業、林業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業	
●新品・中古要件		税額控除・特別償却ともに新品のみ	税額控除・特別償却ともに新品のみ	税額控除(新品のみ) 特別償却(新品・中古)
●税額控除適用		○	○	○
●特別償却適用		○	○	○
●税額控除	税額控除割合	基準取得価額×7% (資本金1億円以下法人)	10%(資本金3千万円以下法人) 7%(資本金3千万円超1億円以下法人)	機械・装置、器具・備品 取得価額×15% 建物・建物附属設備、 構築物取得価額×8%
	税額控除限度	法人税額の20%		
	税額控除繰越年数	1年	1年	4年(国内最長)
●特別償却 特別償却割合		30%	即時償却(100%)	機械・装置、器具・備品(50%、34%) 建物・建物附属設備、 構築物(25%、20%、8%)
●事前認定の有無		無	有(経営力向上計画認定)	無(産業イノベーション地域のみ要)

一の生産等設備
1,000万円超

機械・装置、
器具・備品の一の
生産等設備100万
円超等の金額基準
あり

選択適用

選択適用

選択適用
一部税額控除のみ

Q22

地方税の課税免除について教えてください。



A

県税には、事業税と不動産取得税があり、市町村税は固定資産税があります。早めに各自治体窓口でご相談ください。

税目		経金特区	物流特区	情報特区・地域	観光地域	産業イノベ地域	離島地域	
県税	共通項目	青色申告	—	●	—	—	●	
		計画認定	—	—	—	—	●	—
		対象事業	特定経済金融活性化産業 (沖振法55の2②二)	国際物流拠点産業 (沖振法3十一)	情報通信産業、情報通信技術利用事業 (沖振法3六、八)	特定民間観光関連施設に係る事業	製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業 (沖振法3九、十)	旅館業等 (県税課税免除条例8)
		新・増設の規模	1,000万円超の一の設備 (県税課税免除条例7)	1,000万円超の国税特別償却対象設備 ^(*) (県税課税免除条例6)	1,000万円超の一の設備 (県税課税免除条例4)	1,000万円超の特定民間観光関連施設 (総務省令1②)	①1,000万円超の国税特別償却対象設備 ^(*) ②500万円超の機械・装置・器具・備品 (県税課税免除条例5)	1,000万円超の建物・建物附属設備 (県税課税免除条例8)
		対象者	個人事業主、法人					
	事業税	免除税額	新・増設から5か年間、新・増設に係る課税免除(県税課税免除条例規則3)					
		免除申請	法人事業税課税免除申請書(第3号様式)を、事業税の申告納付期限までに県税事務所等へ提出(県税課税免除条例規則5①)					
	不動産取得税	免除税額	対象施設である家屋およびその敷地の取得に係る不動産取得税額(ただし、敷地は取得後1年以内に当該家屋の建設に着手が必要。)					
		免除申請	不動産取得税課税免除申請書(第4号様式)を、当該不動産を取得した日から60日以内(取得した土地が新たに適用対象となった場合は、家屋の建設に着手した日から60日以内)に、県税事務所等へ提出。(県税課税免除条例規則5①)					
	県税・市町村税	固定資産税	青色申告	—	●(県のみ)	—	—	●(県のみ)
計画認定			—	—	—	—	●	—
対象事業			特定経済金融活性化産業	国際物流拠点産業 (※倉庫業は除く)	情報通信産業、情報通信技術利用事業	特定民間観光関連施設に係る事業	製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業 (※倉庫業は除く)	旅館業等
新・増設の規模			①1,000万円超の一の設備 ②100万円超の機械・装置器具・備品	①1,000万円超の国税特別償却適用設備 ^(*) ②100万円超の機械・装置	①1,000万円超の一の設備 ②100万円超の機械・装置器具・備品	家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円超の設備	①1,000万円超の国税特別償却適用設備 ^(*) ②100万円超の機械・装置器具・備品	1,000万円超の建物・建物附属設備
対象者			個人事業主、法人					
免除税額		新・増設から5か年間の、対象施設である家屋および償却資産並びにその敷地に係る固定資産税(ただし、敷地は取得後1年以内に当該家屋・構築物の建設に着手が必要。)						
免除申請		各免除制度に係る固定資産税の課税免除申請書を、受けようとする年度の初日の属する年の3月31日まで(那覇市の場合)に提出。(その他の市町村の期日は確認すること)						

(注1) 事業所税(那覇市)については、前出の各制度のQ&Aにて内容をご確認ください。

(注2) 固定資産税は、実際に設備投資をする市町村の条例をご確認ください。

(*) 租特法42の9(税額控除)又は租特法45(特別償却)の対象となる資産であって、必ずしも同法を適用した申告をしていなくても課税免除の対象となります。

※事業税・不動産取得税の添付書類は次ページの通りです。

地方税課税免除申請添付必要書類一覧(法人の場合)

必要書類名	県 税			市町村税(那覇市の場合)	
	事業税		不動産取得税	固定資産税	
	新 規	継 続	新 規	新 規	継 続
【申請書類等】					
法人事業税課税免除申請書(第3号様式)	●	●			
不動産取得税課税免除申請書(第4号様式)			●		
固定資産税課税免除申請書				●	●
【添付書類】					
《会社概要》					
産業高度化・事業革新措置実施計画認定通知書 (産業イノベ地域課税免除を受ける事業所のみ)	●	—	●	●	—
旅館業許可証			●		
決算報告書(直近分)				●	●
定款(継続:変更等があった場合)				●	▲
会社謄本(法人の登記事項証明書)			●		
会社概要パンフレット等				●	—
事業所全体の平面見取図				●	—
賃貸借契約書又は使用許可証(賃貸工場等の場合)			●	●	—
法人税申告書別表1(1)(新設法人の場合青色承認申請書)	●	●	●	●	●
法人税別表6(13)、特別償却の付表	●	●	●		
従業者名簿及び従業者配置図	●	●			
既存設備取り替え又は更新の場合は設備仕様書等	●	●			
《土地》					
土地売買契約書及び領収証			●	●	—
土地の登記簿謄本(登記事項証明書)			●	●	—
家屋建設着手届出等(着工年月日の証明できるもの)				●	—
施設又は設備の配置図			●		
《家屋》					
建築確認通知書及び検査済証				●	—
建築請負契約書及び領収証			●	●	—
家屋の登記簿謄本(登記事項証明書)			●	●	—
対象資産の写真・平面図等			●	●	—
《償却資産》					
法人税申告書別表16(1)(2)				●	●
機械等の写真及び説明				●	—
機械等の配置図				●	—
提出期限(原則)	法人税事業税申告期限		取得した日から60日以内 (窓口確認要)		3月31日(*)
提出先(窓口)	主たる事務所・事業所管轄 県税事務所		不動産所在地管轄 県税事務所		那覇市資産税課

(*)各市町村によって期限が異なる場合がありますので事前にお問い合わせください。